

第43回日本税理士会連合会公開研究討論会

# 中小企業を巡る税制上の諸問題

—区分、法人成り、役員給与—



南九州税理士会

# 熊本県チーム

## 中小企業政策における

## 中小企業税制の位置づけと必要性



渡邊 龍一  
(熊本東支部)



梅崎 宣光  
(熊本東支部)



坂口 佳菜子  
(八代支部)



進行役  
稲岡 亜美  
(熊本西支部)

# 中小企業のイメージは？

中小企業勤労者、大企業勤労者へのアンケート結果

## マイナス・イメージ

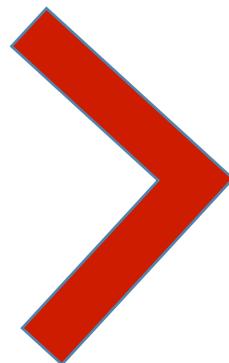
労働条件劣悪

人手不足

経営体質が弱く  
不安定

どんぶり勘定  
管理体制ずさん

大企業の犠牲者  
「かわいそう」



## プラス・イメージ

家庭的な雰囲気

地域経済の中核

企業家精神創意性

縁の下の力もち

多様なニーズを  
満たす



# マイナス・イメージが根強い！！

# 中小企業が担う役割は？

期待される役割	
雇用創出	生きがいを求める場
イノベーション	自己実現の場
市場活性化	国際社会の発展
地域経済の中核	組織の細分化などの受け皿
下請企業として	地域文化・伝統技術の継承

マイナス・イメージが根強いにもかかわらず  
**期待される役割は大きい**が、しかし・・・

# 中小企業の現状は？

平成26年のデータによると、

中小企業数 ⇒ 382万社のうち  
380万社(99.7%)

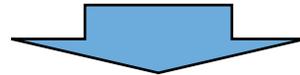
中小企業の従業者数 ⇒ 4,793万人のうち  
3,360万人(70.1%)



雇用面からも重要な中小企業なのに、昭和61年の532万社をピークに減り続けている！！

# 中小企業の発展のために

我が国において中小企業は重要



中小企業の発展が望まれる



各々の中小企業の努力だけでは不十分



様々な角度から中小企業への支援が必要

## 中小企業政策の策定



# 中小企業政策の変遷

戦後復興期  
1945～

高度成長期  
1955～

安定成長期  
1970～

転換期  
1989～

現在

健全な中小企業の育成

大企業との格差是正

やる気と能力のある中小企業の支援

## ● 中小企業庁の設立(1948)

## ● 中小企業基本法の制定(1963)

## ● 中小企業基本法の改正(1999)

## ● 国民金融公庫(1949)

## ● 日本政策金融公庫(2007)

## ● 青色申告制度(1949)

## ● 中小企業基盤整備機構

## ● 中小企業倒産防止共済法(1978) (2004)

## ● 下請代金法(1956)

## ● 中小ものづくり高度化法

## ● 小規模企業共済法(1965)

(2006)

## ● 商工会議所法(1953)

## ● 認定経営革新支援機構

(2012)

# 中小企業政策の根幹である中小企業基本法の大きな改正

# 中小企業基本法の改正

## 旧基本法(1963)

中小企業→「社会的弱者」

格差の是正

中小企業構造の高度化等

事業活動の不利の補正

小規模企業

金融、税制等

## 新基本法(1999)

中小企業→  
「我が国経済の基盤」  
「ダイナミズムの源泉」

経営の革新、創業の促進

多様で活力ある成長発展

経営基盤の強化

環境変化への適応の円滑化

資金供給の円滑化と自己資本の充実

中小企業基本法の理念や目的を基礎に中小企業政策を策定

# 中小企業税制の位置づけ

## 中小企業政策

### 新基本法(1999)

経営の革新、創業の促進

多様で活力ある成長発展

経営基盤の強化

環境変化への適応の円滑化

資金供給の円滑化 自己資本の充実

中小企業税制による  
税負担の軽減  
(課税所得の縮減、税率軽減)

財務  
基盤  
の強化

経営基盤の強化

自己資本の充実

設備投資などの支援策といった側面もあるが、  
税負担軽減による財務基盤の強化策が重要

# 中小企業税制と租税原則の関係

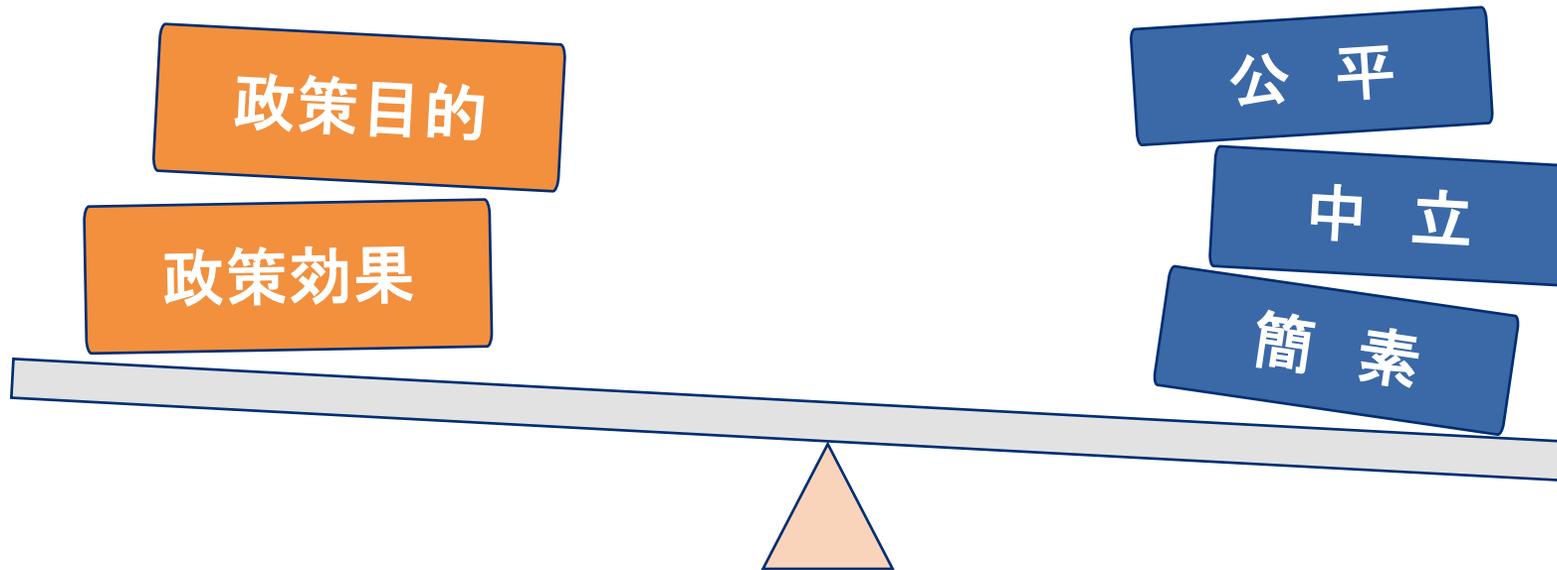
## 中小企業税制

中小企業(特定の企業)の  
税負担を軽減する政策

関係を  
どう考える?

租税原則

**「バランスをどうとるか？」が重要！！**



# 中小企業税制の見直し

中小企業税制（財務基盤の強化のための税負担軽減策）

中小企業の  
範囲

効果・必要  
性の検証

租税原則と  
のバランス

措置法の効果・  
必要性の検証

中小企業の多  
様性への対応

経常的な見直し

政策目的に適合した中小企業税制

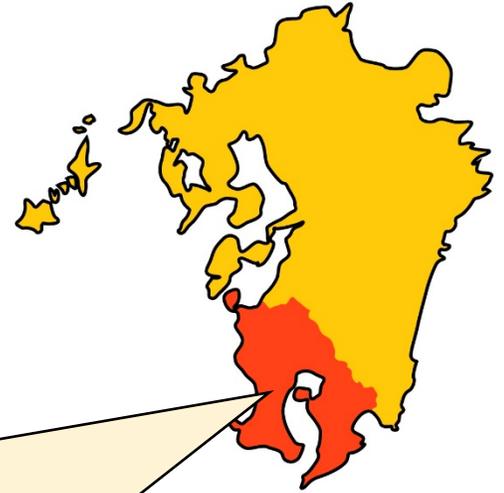
中小企業政策の効率 & 効果UP!



# 鹿児島県チーム

## 法人成りをめぐる

## 課税の不均衡に関する諸問題



中原 悟  
(鹿児島支部)



山田 純輝  
(鹿児島支部)



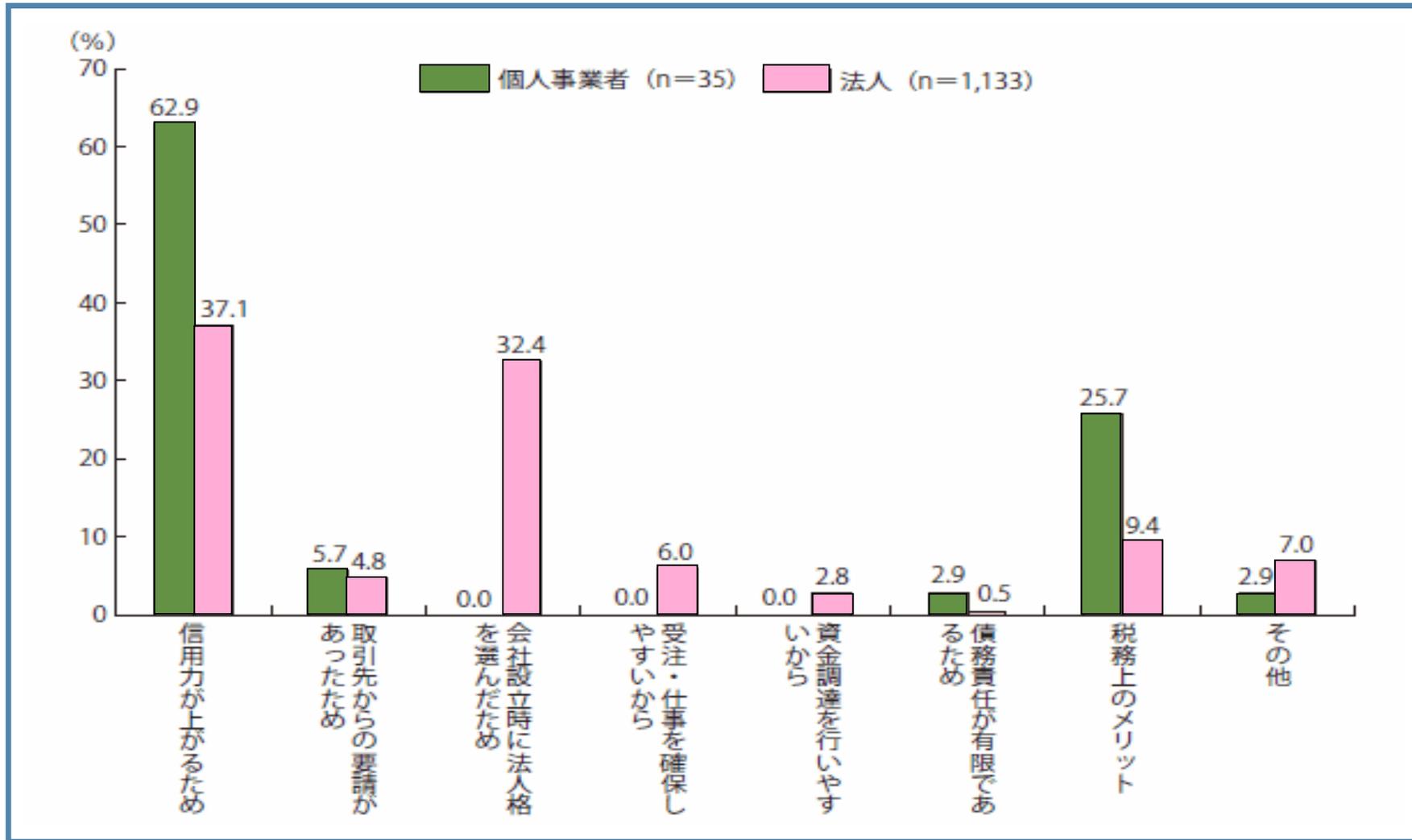
永山 彰久  
(鹿児島支部)



進行役  
坂口 佳菜子  
(八代支部)

# 法人成りの動機

## 小規模事業者の組織形態別法人化する(した)動機



# 法人成りの動機

- 給与所得控除
- 家族従業員に対する所得の分散
- 欠損金の繰越控除期間の差
- 所得税と法人税の税率差

## 政府税調指摘

- 退職金
- 役員社宅の家賃の経費化
- 出張日当の経費化
- 生命保険料の経費化
- 消費税の一時的な免税
- Etc.

# 規模別の個人事業者及び法人数

	小規模事業者				中規模企業		大企業	
			うち小企業者					
組織形態	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
個人事業者	2,064,921	94.9%	2,051,493	94.3%	110,064	5.1%	277	0.0%
法人	1,277,893	75.7%	1,067,944	63.3%	400,056	23.7%	10,319	0.6%
合計	3,342,814	86.5%	3,119,437	80.7%	510,120	13.2%	10,596	0.3%

## 《企業規模の分類基準》

業種	中規模企業		小規模事業者	小企業者	大企業
	資本金	または 従業員数	従業員数	従業員	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	常用従業者数 5人以下	中規模企業 の基準を 超える企業
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下		
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下		
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下		

# 従業員数から見た法人の財務状況の違い

## 【平成25年度】業態別財務状況

業態区分	建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊業・ 飲食サービス業	生活関連サービ ス業・娯楽業	サービス業
《小企業者(従業員数5人以下)である法人》							
利益剰余金	△645千円	440千円	13,026千円	△3,179千円	△7,498千円	△8,657千円	693千円
自己資本比率	13.99%	17.62%	26.43%	6.11%	△15.43%	△7.99%	21.67%
税引後当期純利益	1,160千円	229千円	743千円	70千円	△402千円	94千円	653千円
《従業員数6～20人である法人》							
利益剰余金	86,761千円	54,712千円	103,238千円	28,998千円	△2,509千円	21,658千円	33,834千円
自己資本比率	36.93%	36.23%	32.85%	27.61%	5.89%	20.62%	37.90%
税引後当期純利益	6,959千円	1,671千円	3,093千円	3,041千円	1,585千円	735千円	1,561千円

# 問題点の検証

項目	税法上の関連規定	概要
税率差	税率差 留保金課税	課税ベースが異なるので表面的な税率の比較にはあまり意味がない。 法人の留保所得については税率差の影響あり。
給与所得控除	給与所得控除	全ての規模の法人で影響あり。
所得の分散 ・専従者以外への給与 ・退職金	専従者給与	法人税法における取扱いに合わせて、所得税法でも必要経費算入を認めるべき。
費用・損失の繰延べ	減価償却 損失・欠損金繰越し	課税の繰延べ程度。税率に変動がない法人では影響は少ない。

★ 給与所得控除については特に何らかの対策が必要



給与所得控除の見直し

# 給与所得控除の構成



税調等

いまの給与所得控除は  
「勤務費用の概算控除」 + 「他の所得との負担調整」  
で構成されています。

## 他の所得との負担調整



資産性所得  
(譲渡所得等)



資産勤労結合所得  
(事業所得等)



勤労性所得  
(給与所得等)

大

( 担 税 力 )

小

# 給与所得控除の性格と問題点



いまの給与所得控除は  
「勤務費用の概算控除＋他の所得との負担調整」  
で構成されています

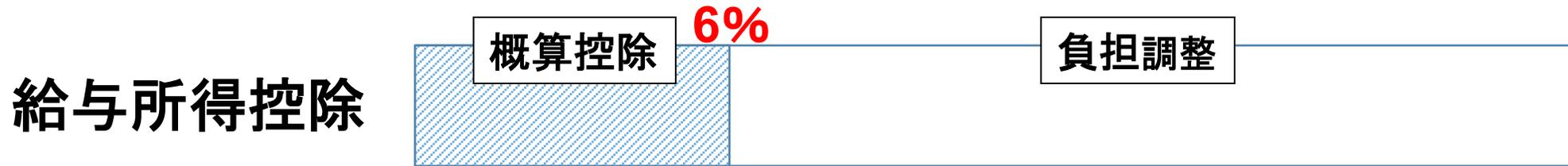
でも・・・  
「勤務費用の概算控除」と  
「他の所得との負担調整」の  
配分割合は、はっきり区分できてないんだよね？

働き方が多様化している時代に  
サラリーマンだけ「他の所得との負担調整」があって  
働き方がほとんど変わらない自営業者に  
負担調整がないのは中立性を阻害してるんじゃないの？

自営業者にも勤労所得にかかる  
担税力を補う負担調整を認めるべきじゃないか？



# 新しい給与所得控除のかたち①

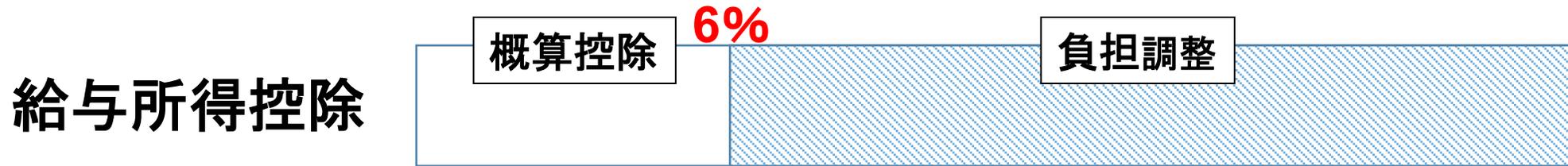


概算控除部分は、実額に近づけたうえでそのままにしておく

概算控除と実額控除の選択を認める

事業所得者の必要経費に該当するので、中立性に問題なし

## 新しい給与所得控除のかたち②



担税力の調整額が大きすぎじゃない？

「給与所得控除」から分離して、  
「勤労所得控除」として事業所得者にも適用すべきでは？  
でも、事業所得者の資産性所得との負担調整は考慮すべき

事業所得者の法人成りについて、課税の中立性が保たれる

# 新しい給与所得控除のかたち③

## 【現行規定】



課税の中立性を阻害している

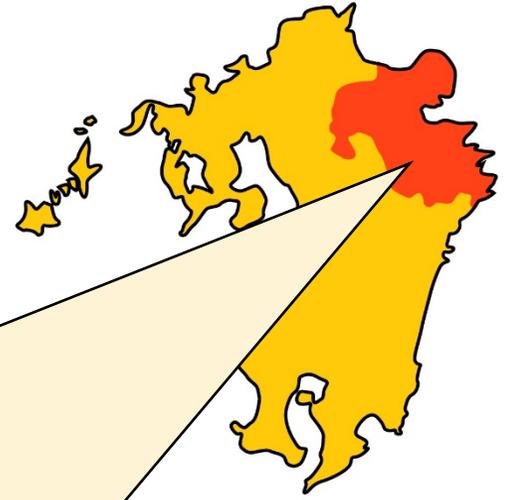
## 【提言案】



中立性が保たれる

# 大分県チーム

## 中小企業の役員給与について



後藤 亮太郎  
(大分支部)



谷口 大介  
(大分支部)



福田 幸徳  
(中津支部)



**進行役**  
稲岡 亜美  
(熊本西支部)

## 役員給与規定

### 今から11年前・・・

- 会社法(第361条)

取締役の報酬・賞与は職務執行の対価であると明文化された

- 企業会計基準(企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」)

役員賞与・報酬は職務執行の対価として支給されるが、支給手続きの相違により影響を受けるものではないから、費用として処理することが適当であるとされた

### 法人税法では・・・

# 役員給与と規定

## 原則損金不算入？

平成18年改正法人税法

条文見出し→(役員給与の損金不算入)

34条1項

次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入しない



次に掲げる給与に該当するものの額は損金の額に算入する



法に定められた給与以外は**すべて**損金**不算入**

# 法人税法34条1項の主な問題点①

## ①定期同額給与

- ◆ 解釈上の問題(通達やQ&Aが判断上必須)  
⇒ 課税要件明確主義に反するのでは？
- ◆ 中小企業の厳しい資金繰りへの負担大
- ◆ 「担税力に応じた課税」の不公平さ

## 法人税法34条1項の主な問題点②

### ②事前確定届出給与

- ◆形式的すぎる規定である
- ◆規定の存在意義が不明確

### ③利益連動給与

- ◆恣意性⇨同族会社は有り、非同族法人は無し？
- ◆損金性⇨非同族法人は有り、同族会社は無し？

## 法人税法34条1項の改正趣旨

お手盛りのな支給を懸念。法人の税負担の減少を容認すると課税の公平の観点から問題があり、法人・個人を通じた税負担の軽減効果が高く、課税上の弊害が極めて大きい。

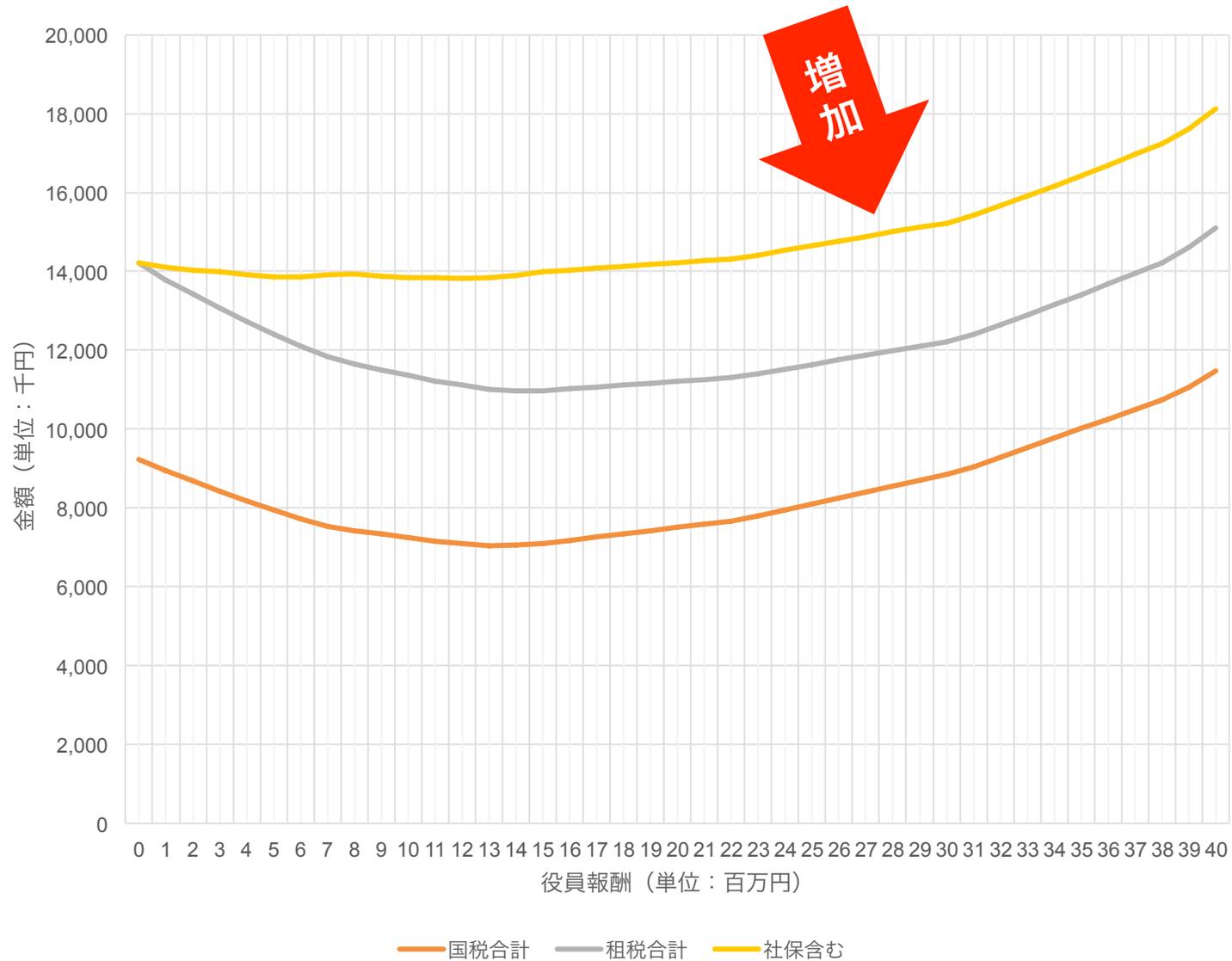
損金算入される役員給与を職務執行の対価として相当とされる範囲内に制限する必要がある。

会社法改正や会計基準の取扱いの変更を受けて役員給与の損金算入のあり方を見直し、恣意性が排除されている臨時的な給与・適正性や透明性が担保されている利益連動給与については損金算入を認めることとした。

# 不相当高額基準

# 法人税法34条2項 【不相当高額基準】 の問題点

# 納税額等比較シミュレーション



## 不相当高額基準に関する最近の裁判事例

# 残波訴訟

(東京地判平成28年4月22日)

「処分行政庁において抽出した類似法人の役員給与等の状況等にも照らすと類似法人の役員給与の最高額を超える部分は、不相当に高額であるというべきである。類似法人の抽出の方法は合理的であり、法人税法34条2項の適用の余地がないとはいえず、更正処分等が憲法84条等に違反するともいえない。」

### [争点]

- 報酬→類似法人の役員報酬の最高額を超える部分は不相当に高額である  
(納税者**敗訴**)
- 退職金→類似法人の退職金の最高額を超えないので不相当に高額な部分はない  
(納税者**勝訴**)

# 法人税法34条2項【不相当高額基準】の問題点①

## 【法人税法施行令70条一号】

法人税法34条2項(役員給与の損金不算入)に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

### イ 実質基準

- ① 当該役員職務の内容
- ② その内国法人の収益
- ③ その(法人の)使用人に対する給与の支給の状況
- ④ その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況 等

### ロ 形式基準

## 法人税法34条2項【不相当高額基準】の問題点②

- 不当な税負担の減少あるいは排除といえるのか？
- 公正処理基準との乖離
- 課税要件明確主義に反するか？
- 納税者の予見可能性が保証されない
- 同種・同規模企業との比較の理論的矛盾
- 恣意的二重課税
- 契約自由の原則との関係
- 同族会社への恣意的な運用



# 提 言

- ・役員給与は法人税法22条3項2号により

## 原則損金算入 とする

- ・損金不算入となるものを別段の定めとして限定列挙する

# 役員給与 新規定（案）

1. 役員給与は法人税法22条3項2号により原則損金算入とする

2. 損金不算入となるもの

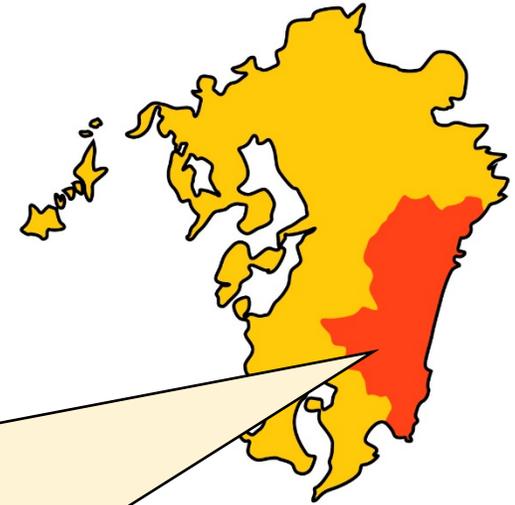
- ① 形式基準（法令70条1号口の規定に準ずる）
- ② **未払基準**（法令72条の3の規定に準ずる）
- ③ **特殊関係者基準**（**社内基準**を創設）
- ④ **//** （**先代基準**を創設）
- ⑤ 隠ぺい仮装経理によるもの
- ⑥ 特殊関係使用人に関する規定（社内基準）

## 新規定導入による効果

- シンプルで**解りやすい規定**になる
- 納税者の**予見可能性が確保**される
- 役員給与支給の自由度がUP、**資金繰りに貢献**する
- 経営者の**経営意欲向上**
- **財政面でもプラスの効果**が期待できる
- 源泉徴収を通じた**早期の税収確保**
- **税務争訟の減少**及び**歳出の削減**

# 宮崎県チーム

## 法人税制における 中小企業の区分について



國生 哲哉  
(宮崎支部)



永易 知幸  
(宮崎支部)



佐藤 智恵美  
(宮崎支部)



進行役  
梅崎 宣光  
(熊本東支部)

# 資本金基準の見直しの必要性

資本金基準(資本金1億円以下)について

- ① 資本金1億円以下≠財務基盤が脆弱
- ② 資本金の性格の変化
- ③ 恣意的な減資
- ④ 会計検査院の指摘



資本金基準の  
見直しが必要！！

平成28年度税制改正大綱でも言及

## 現行の資本金基準の問題点

資本金の性質＝増資等がなければ変動しない



企業の「成長」を表さない

会計検査院の指摘

大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられる

中小企業の区分においては「成長」に応じた新たな基準が必要

# 「成長」とは

中小企業税制の目的は財務基盤の強化



**成長とは**

利益の獲得能力が上昇し  
財務基盤が充実していくこと



**「卒業システム」が必要**

## 区分するための指標

### 【量的指標】

資本金額

従業員数

売上高

総資産額

純資産額

利益

### 【質的指標】

支配力

独立性

所有と経営の関係

法人税法、措置法、中小企業基本法、  
会社法、財産評価基本通達で採用

「製造業」「小売業」など  
業種別に基準値が必要

法人税法、措置法で採用

## 資本金・従業員基準

資本金額1億円以下  
かつ  
従業員数が一定数以下



**中小企業**

# 純資産額基準

$$\text{純資産額} = \text{資本金} + \text{資本剰余金} + \text{利益剰余金}$$



**現在の財務基盤を表す**

## 資本金・従業員基準

### 従業員数の問題点

- ・ 把握が困難



### 従業員数の簡便計算(案)

- ・ 週30時間以上従事する従業員・・・1人
- ・ 週30時間未満従事する従業員・・・0.5人

# 簡素さ

業種別に区分する必要が...

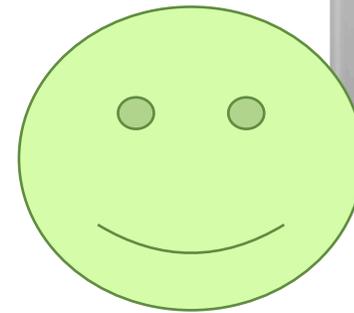
ある

従業員基準

簡素でない

ない

純資産額基準



把握が容易

# 純資産額基準

意図的な純資産額の減額

外部への配当



内部留保額の減少



問題なし

グループ法人内での配当



無税でグループ法人内での純資産額の移転が可能



問題あり

# 純資産額基準

## 意図的な純資産額の減額

### ● 対策

- ・グループ法人の純資産額を合算して判定
- ・グループの判定基礎となる親族を三親等程度に設定

# 純資産額基準

会計上賞与引当金100 繰延税金資産35 が計上されている場合

会計上貸借対照表(税効果会計なし)			
資産	300	賞与引当金	100
		資本金	100
		利益剰余金	100
合計	300	合計	300

会計上貸借対照表(税効果会計あり)			
資産	300	賞与引当金	100
		資本金	100
繰延税金資産	35	利益剰余金	135
合計	335	合計	335



税務上貸借対照表			
資産	300	資本金等の額	100
		利益積立金額	200
合計	300	合計	300

## 資本金等・利積基準

税務上の資本金等と利益積立金額  
(別表5(一))  
の合計額が基準値以下

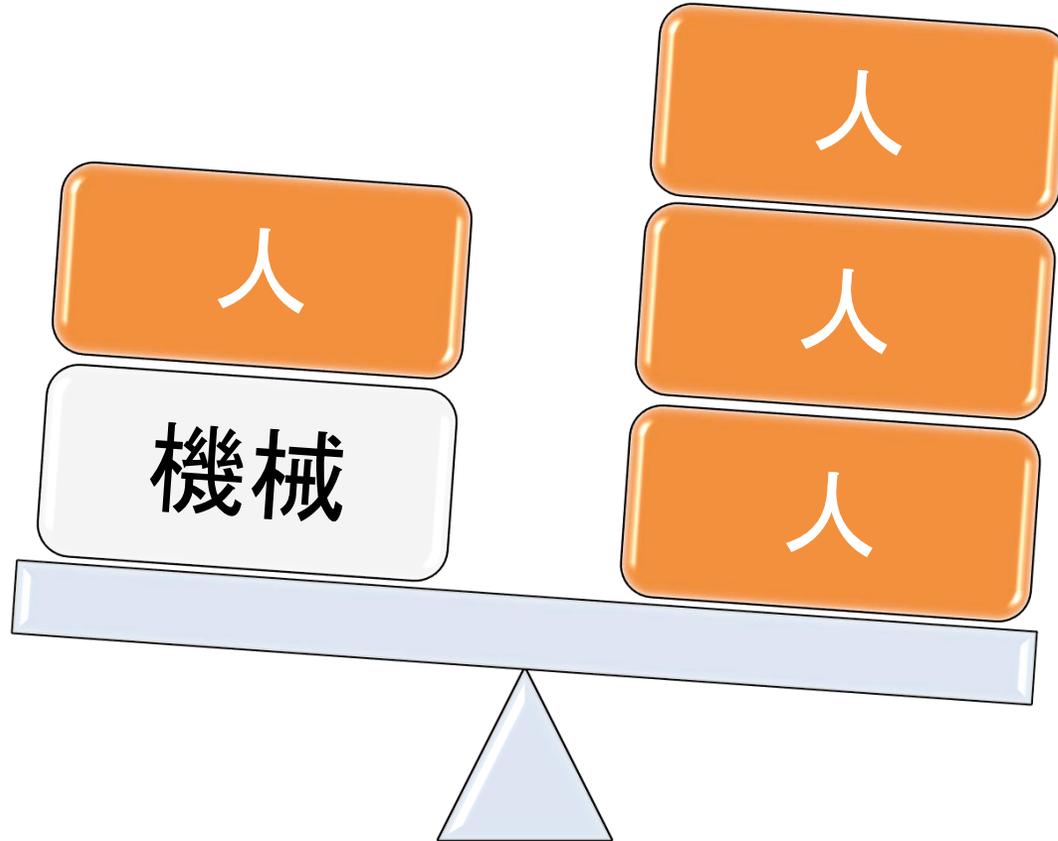


中小企業

# 資本金・従業員基準

機械化が  
進んでいる企業

マンパワー  
中心の企業



不公平

# 公平性

## 資本金・従業員基準

- ・ 意図的には指標を減らしにくい
- ・ 必ずしも従業員数が多ければ、法人の規模が大きいとも言えない

## 資本金等・利積基準

- ・ 財務基盤が同規模の企業を同等に扱うことができる
- ・ 配当等により意図的に減額できる場合がある

# 政策目的適合性

中小企業に期待される役割

↳ 雇用創出

中小企業税制の目的

↳ 財務基盤の強化

政策目的に適合  
しているか否か

## その他の問題点

### 予測可能性の担保

- ・ 決算が確定するまで中小企業に該当するか分からない

### 現行法との整合性

- ・ 会社法等でも利用されている資本金基準を直ちに廃止してしまうことは、政策執行上の混乱をもたらす可能性がある

# 新たな基準の提言

## 新しい基準

- ・ 資本金等の額と利益積立金額の合計額が基準値以下の法人は中小企業とする

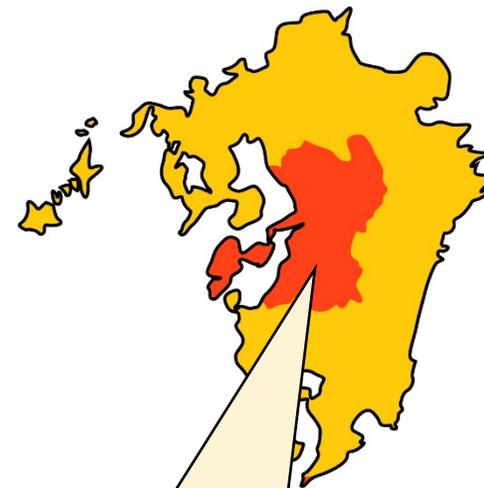
## 但し…

- ・ 資本金額1億円超の法人は現行法どおり大企業とする
- ・ 判定時期は、設備投資関連税制は前々期末時点とし、それ以外は直前期末時点とする
- ・ 大会社に支配されている子会社は現行法どおり除外する
- ・ 代表者及び親族に支配されている法人グループは資本金等・利積基準の基準値を合算

# 総括

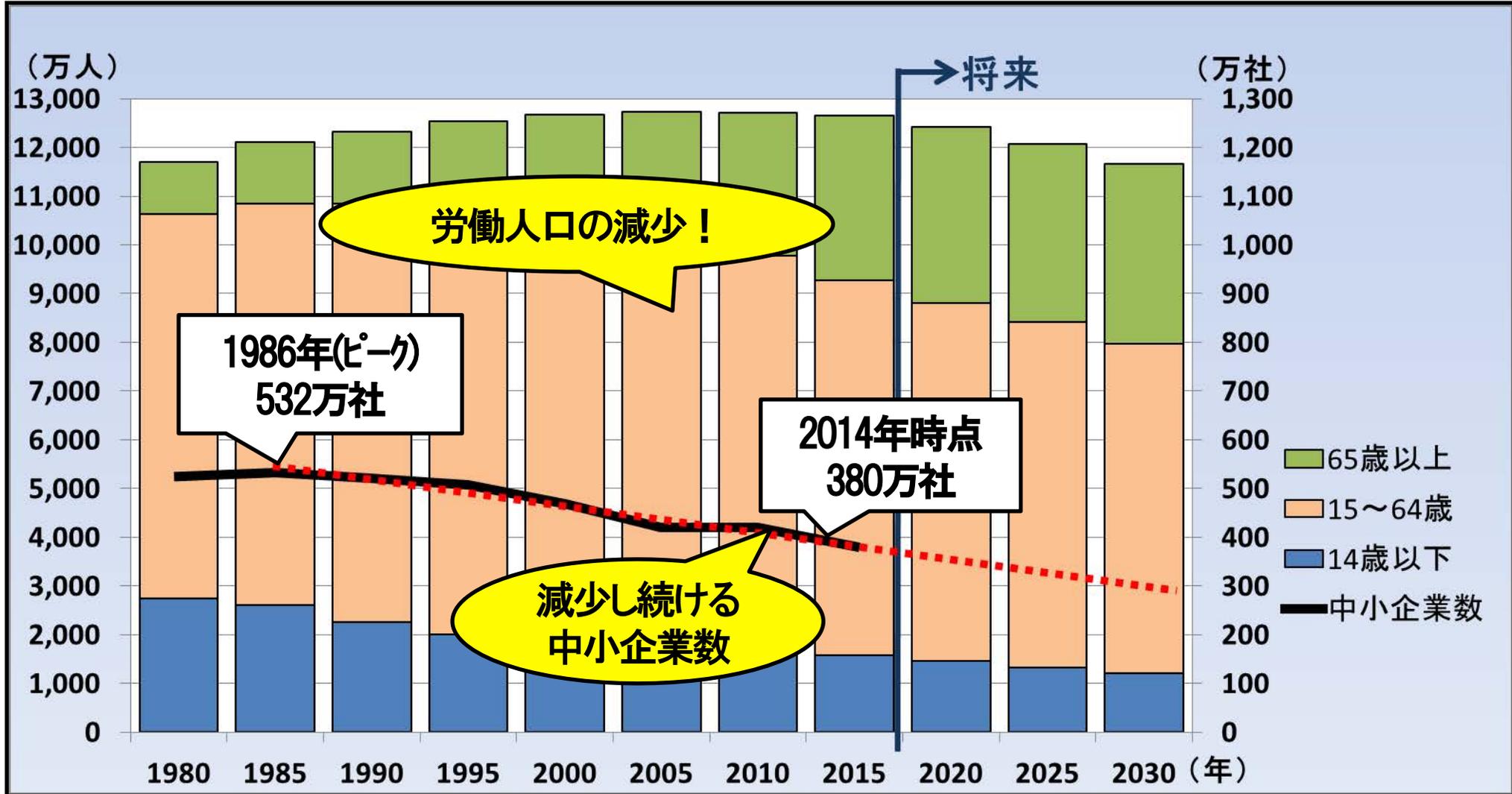
## 結びにかえて

～日本経済の明るい未来と  
中小企業の活躍を願い～



有江 正博  
(熊本西支部)

# 我が国の人口と中小企業数の推移



出所) 総務省<<http://www.soumu.go.jp/photsusintokei/whitepaper/j/h26/html/nc141210.htm>>  
 中小企業庁<[http://www.chusho.metigo.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/2016/160129chukigyocnthtm](http://www.chusho.metigo.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2016/160129chukigyocnthtm)>  
 <<http://www.chusho.metigo.jp/pamflet/hakusyo/h20/h20/html/k1300000.htm>>  
 <<http://www.chusho.metigo.jp/pamflet/hakusyo/H26/download/>>

# ① 『法人成り』の問題

## 現 行

個人商店



法人商店



同じ事業実態、同じ担税力  
しかし、税負担は法人が有利！

課税の中立性を歪めている要因

- ・給与所得控除
  - ・親族への給与
  - ・退職金
  - ・減価償却制度
  - ・欠損金の繰越期間
  - ・内部留保による課税の遅延
- 企業規模に関係なく影響  
所得税法が法人税法の  
取扱いに合わせるべき事項

## 提 言

「給与所得控除」問題については、  
「他の所得との負担調整」を、事業所得にも認めるべき。

新たな所得計算方法  
(個人の事業所得計算上で解消を図る)

**NEW!**

☆給与所得の計算

$$\text{給与所得} = \text{収入} - \text{(改)給与所得控除} - \text{(新)勤労所得控除}$$

【現行】

$$\text{給与所得控除} = \text{勤務費用} + \text{負担調整}$$

**NEW!**

☆事業所得の計算

$$\text{事業所得} = \text{収入} - \text{必要経費} - \text{(新)勤労所得控除}$$

## ② 『役員給与制度』の問題

### 現 行



#### 税制独自の縛り

- ☆ 定期同額
  - ☆ 事前確定届出
  - ☆ 利益連動
- これ以外は損金アウト！  
不相当高額もダメ！

#### 定期同額？

資金繰りあるし難しいよ。

#### 事前確定？

明日のことも分からんよ。

#### 利益連動？

全く関係のない制度だね。

#### 不相当高額？

儲かったら貰うでしょ。  
何で他の会社と比べるの？  
どうやって私が調べるの？

経営者



### 提 言

税制が規制すべきことは

- ☆ 「支給事実のない計上」 ← 規定の形骸化防止
- ☆ 「役員個人の所得分散」 ← 租税回避行為の防止

#### 新たな役員給与制度(原則損金算入)

- ・ 定期同額、事前確定届出、利益連動 → **廃止**
- ・ 不相当高額(同業他社比較) → **廃止**

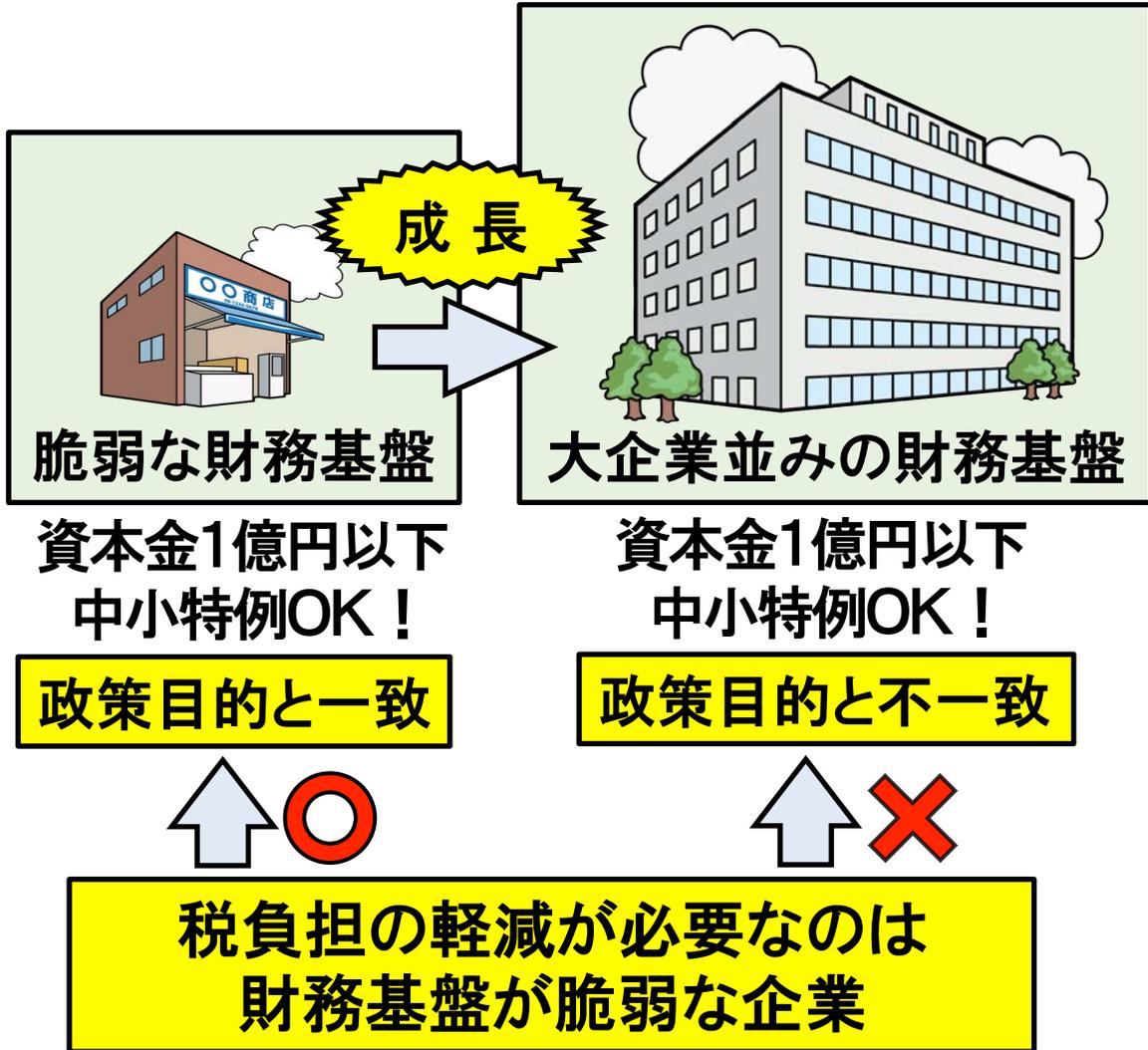
**NEW!**

次以外は、**原則損金算入!**

- ・ 株主総会等で決まった総額を超える部分。
- ・ 翌期首から1か月以内に支払いのない未払計上部分。
- ・ 社内の特殊関係役員と比べて不相当高額部分。
- ・ 特殊関係役員が前代表の場合は、  
社長時代の5年間の平均給与の2分の1を超える部分。

### ③ 『中小企業の区分』の問題

#### 現 行



#### 提 言

区分問題は、  
中小企業税制の根幹 

新たな区分方法(成長の示す指標を重視)

現行の資本金1億円基準

**NEW!**

+

税務の純資産額(別表5①)基準

《補足～恣意的な税負担軽減の防止～》  
現行のグループ法人税制の規定に加え、  
親族支配のグループ法人にも、  
同様の制限を設ける。

# 中小企業政策としての中小企業税制

## 新中小企業基本法(1999年制定)

### 中小企業像

☆ 我が国の経済の基盤 ☆ ダイナミズムの源泉

### 基本方針

- \* 経営の革新、創業の促進
- \* 経営基盤の強化
- \* 環境変化への適応の円滑化
- \* 資金提供の円滑化、自己資本の充

実

一体

中小企業政策

中小企業税制

目的

範囲

手段

中小企業政策の効率&効果UP

### 政策理念

独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

に繋がる！

## 中小企業税制の諸問題

### ① 「法人成り」の問題

～税制が事業形態選択に大きく影響～

課税の中立性を高め、  
中小企業政策の効率的な制度設計を図る。

### ② 「役員給与制度」の問題

～中小企業の実態に合わない制度～

過度に形式的な現行税制では、  
経営環境の変化に柔軟に対応できない。  
経営の機動力を抑制しない制度が望まれる。

### ③ 「中小企業の区分」の問題

～制度趣旨と異なる対象が範囲に含まれる～

中小企業政策を効果的に機能させるためには、  
対象範囲が適切であることが重要。